

8. バリアフリー化事業計画

宇治駅周辺地区におけるバリアフリー化推進の基本理念と基本方針及び地区の主な問題、課題を踏まえ、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会などが今後実施していくバリアフリー化事業計画の概要を定めます。

この事業は、宇治駅周辺地区のバリアフリー化に特に必要性、緊急性の高い事業を位置づけ、国が定める移動円滑化基準に適合させることとしています。

また、整備目標年次は次のいずれかに位置づけ、法律の目標年次である平成22年を基準に事業を推進していきます。

目標年次の種別

「短期」：原則として平成22年までに事業を完了させる事業。

「中長期」：平成22年までの事業着手をめざすが、施設管理者の更新計画や技術基準の普及などにあわせて実施する事業。

「継続実施」：期限を設けずに、継続的に実施していく事業。

8-1. 公共交通機関のバリアフリー化事業計画

(1) 駅舎のバリアフリー化事業に係わる考え方

JR宇治駅

平成13年に京都府福祉のまちづくり条例に基づき整備された駅舎であり、エレベーター、多機能トイレの整備など、概ね移動円滑化基準を満たす整備がなされています。

市外からの観光客の多いことを考慮して、宇治の観光エリアの玄関口として駅前広場などと連携したわかりやすい案内表示なども継続的に検討していきます。

京阪宇治駅

平成8年に京都府福祉のまちづくり条例に基づき整備された駅舎であり、JR宇治駅と同様に、概ね移動円滑化基準を満たす整備がなされています。

しかし、一部で視覚障害者誘導用ブロックが連続していないなど、移動円滑化基準を満たしていない設備があり、改善が必要です。また、駅前広場から半地下階を通過する複雑な構造となっているため、エレベーター位置のサインなどの改善により移動の円滑化について検討していきます。

さらに、JR宇治駅同様に、市外からの観光客の多いことを考慮して、宇治の観光エリアの玄関口として駅前広場などと連携したわかりやすい案内表示なども継続的に検討していきます。

京阪三室戸駅

改札口へのスロープ改修や多機能トイレの設置などが課題ですが、線路に挟まれた駅舎の立地など構造上の制約が大きいため、抜本的な駅舎の改善は困難です。当面はスロープ部の手すりの改善など、可能な限りバリアフリー整備を実施していきます。

(2) バス交通のバリアフリー化事業に係わる考え方

宇治駅周辺地区ではＪＲ宇治駅と京阪宇治駅にバスターミナル機能を持ち、主要な生活関連経路に位置づけた市道宇治白川線、宇治橋若森線及び府道京都宇治線はバス路線の幹線軸になっています。また、重点整備地区外ですが経路などについて配慮が必要な施設である京都府立山城運動公園（太陽が丘）や文化センター、三室戸寺へのアクセス手段となっています。

このため、移動円滑化基準を満たした低床バスの導入を促進するとともに、主要な生活関連経路上のバス停のバリアフリー化も推進していきます。

(3) 公共交通のバリアフリー化事業

| 駅名 | 事業内容 | 主事業者 | 実施時期 | |
|------------|---|-------|------|-----|
| | | | 短期 | 中長期 |
| ＪＲ 宇治駅 | ・ わかりやすい案内表示の検討 | ＪＲ西日本 | | |
| | ・ 階段の踏み面端部の識別化の検討 | | | |
| 京阪 宇治駅 | ・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備 (エレベーター、トイレへの経路など) | 京阪電鉄 | | |
| | ・ 多機能トイレのオストメイト の整備 | | | |
| | ・ エレベーター位置サインの充実 | | | |
| | ・ わかりやすい案内表示の検討 | | | |
| | ・ 階段の踏み面端部の識別化の検討 | | | |
| | ・ 券売機更新時の車いす用の蹴込みの確保 | | | |
| 京阪 三室戸駅 | ・ 多機能トイレの新設 | 京阪電鉄 | | |
| | ・ スロープの手すりの整備 | | | |
| | ・ 運行情報提供設備の整備 | | | |
| バス | ・ 低床バス車両の導入促進 | バス事業者 | | |
| | ・ わかりやすいバス時刻表、路線図などの検討 | | | |
| | ・ 主要バス停での休憩施設、上屋の整備 | 宇治市 | | |

8 - 2 . 道路・駅前広場のバリアフリー化事業計画

(1) 道路のバリアフリー化事業に係わる考え方

主要な生活関連経路

主要な生活関連経路では有効幅員 2 m 以上の確保、縦横断勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設を基本にバリアフリー化を進めます。

その他の生活関連経路

その他の生活関連経路では、用地制約のある中で、可能な限り歩行空間を確保するための整備を実施します。また、車両速度規制や一方通行化など交通規制の導入、路面改良などによってコミュニティ道路化 を検討し、歩行者と車の共存できるバリアフリー化を図っていきます。

観光型経路

上記の整備に加え、情報案内サインや休憩施設の充実、景観と通行性に配慮した舗装整備など観光エリアにふさわしいバリアフリー整備を検討していきます。

(2) 駅前広場のバリアフリー事業に係わる考え方

駅前広場は J R 宇治駅と京阪宇治駅に整備されており、どちらもタクシー乗り場の段差解消、上屋の設置など一定のバリアフリー整備は行われています。

しかし、視覚障害者誘導用ブロックの色がわかりにくい、バス時刻表が見えにくい、路線図がわかりづらい、駅舎からバス乗り場・タクシー乗り場まで上屋が連続していないなど問題があるため、駅前広場のバリアフリー化を推進していきます。

また、宇治の観光の玄関口として、総合案内板など案内情報のバリアフリー化の充実を図っていきます。

(3) 道路、駅前広場のバリアフリー化事業
(道路)

| 経路区分 | 路線名 | 事業内容 | 主事業者 | 実施時期 | |
|---------------------|--|---|------------|------|-----|
| | | | | 短期 | 中長期 |
| 主要な生活関連経路 | 府道京都宇治線 | <ul style="list-style-type: none"> 連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備 路面の凹凸の改善 | 京都府 | | |
| | 市道宇治白川線 市道宇治橋若森線 | <ul style="list-style-type: none"> 車両乗り入れ部などの勾配の改善 連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備 路面の凹凸の改善 休憩施設の整備（縦断勾配への対応） | 宇治市 | | |
| | 市道宇治橋若森線 | <ul style="list-style-type: none"> 宇治署前交差点形状の検討 | | | |
| | 市道宇治 88 号線 | <ul style="list-style-type: none"> 歩道の拡幅 連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備 | | | |
| その他の生活関連経路 | 府道宇治淀線 | <ul style="list-style-type: none"> 歩道拡幅、段差改善 | 京都府 | | |
| | 府道向島宇治線 | <ul style="list-style-type: none"> 歩道拡幅、段差改善 | 京都府 宇治市 | | |
| | 市道宇治 113 号線 | <ul style="list-style-type: none"> 側溝、路側帯などの改善による歩行空間の確保 | | | |
| | 市道菟道志津川線 | <ul style="list-style-type: none"> 既存歩道の連続性の確保 | | | |
| | 市道宇治五ヶ庄線 | <ul style="list-style-type: none"> 側溝、路側帯などの改善による歩行空間の確保 | 宇治市 | | |
| | 市道宇治 158 号線 | <ul style="list-style-type: none"> 路側帯などの改善による歩行空間の確保の検討 | | | |
| その他の生活関連経路 (観光型) | 府道宇治停車場線 府道宇治淀線 | <ul style="list-style-type: none"> 電線地中化 歩車共存道路としてバリアフリー化整備 | 京都府 | | |
| | 府道平等院線 市道宇治 233 号線 府道宇治公園線 市道宇治 18 号線 市道乙方三番割線 | <ul style="list-style-type: none"> 歩車共存道路としてバリアフリー化検討 案内誘導施設の充実、バリアフリー化の検討 | 京都府 宇治市 | | |

(駅前広場)

| 広場名 | 施設 | 事業内容 | 主事業者 | 実施時期 | |
|-------|--------|---------|-------|------|-----|
| | | | | 短期 | 中長期 |
| JR宇治駅 | 南口 | バス乗り場 | バス事業者 | | |
| | | | | | |
| | | 誘導案内施設 | 宇治市 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | トイレ | | | | |
| | 上屋 | | | | |
| | 北口 | 誘導案内施設 | 宇治市 | | |
| | | その他 | | | |
| | 自由通路 | エスカレーター | 宇治市 | | |
| 階段 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 京阪宇治駅 | バス乗り場 | バス事業者 | | | |
| | | | | | |
| | 誘導案内施設 | 宇治市 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 経路 | | | | | |
| 上屋 | | | | | |

8-3. 交通安全施設のバリアフリー化事業計画

(1) 交通安全施設のバリアフリー化事業に係わる基本的考え方

生活関連経路上の信号機には、音響装置の整備が望まれていることを踏まえ、交通安全施設では信号機への音響装置の設置を検討します。

(2) 交通安全施設のバリアフリー化事業

| 事業内容 | 主事業者 | 実施時期 | |
|-----------------|----------|------|-----|
| | | 短期 | 中長期 |
| ・信号機への音響装置の設置検討 | 京都府公安委員会 | | |

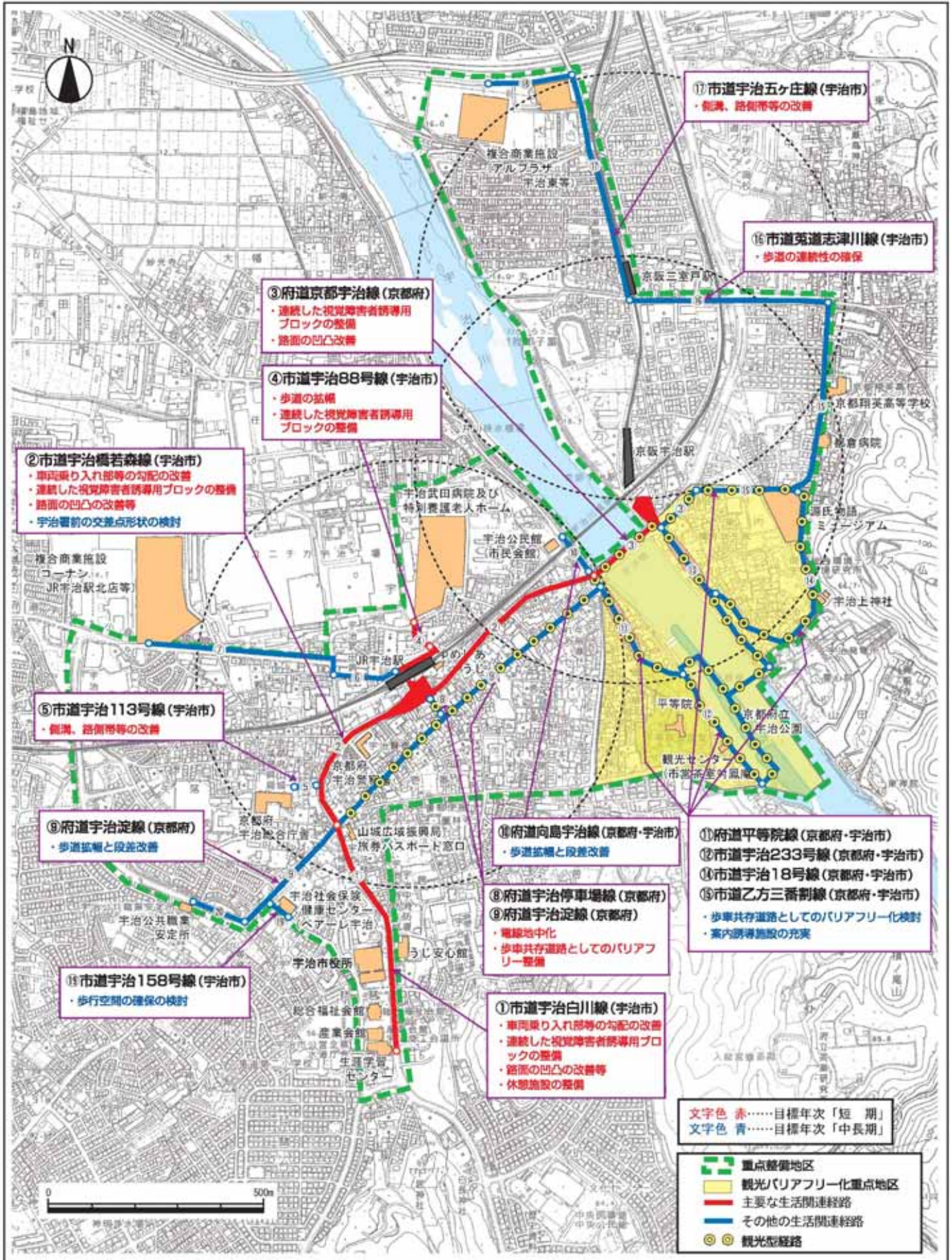


図 8-1 道路のバリアフリー化事業計画図

8 . バリアフリー化事業計画

8 - 4 . 特定公園のバリアフリー化事業計画

(1) 特定公園のバリアフリー化事業に係る基本的考え方

宇治駅周辺地区では、観光バリアフリー化重点地区の中心施設として京都府立宇治公園が位置し、移動動線上も重要な位置にあります。河川公園であるため、河川管理者の占用条件などにより整備の制約がありますが、可能な範囲でバリアフリー化を図れるよう検討していきます。

(2) 特定公園のバリアフリー化事業

| 公園名 | 事業内容 | 主事業者 | 実施時期 | |
|--------------|--------------------------------------|------|------|-----|
| | | | 短期 | 中長期 |
| 京都府立 宇治公園 | ・ 総合案内板などの検討 (音声対応、バリアフリー経路の表示など) | 京都府 | | |
| | ・ 園内のバリアフリー通路の検討 | | | |
| | ・ アクセス動線(朝霧橋)のバリアフリー化検討 | 宇治市 | | |

8 - 5 . その他のバリアフリー化事業計画

その他事業では、案内・情報関連の施策を位置づけます。

(1) 関係事業者共通の総合サイン整備計画の策定

来訪者が安全、快適に宇治駅周辺地区を楽しむためには、案内、情報のバリアフリー化が必要です。駅舎内、バス停、道路など施設別にサインなどのバリアフリー化事業を位置づけていますが、連続性のある、適切な情報提供を行うには、共通の整備指針による一定の共通ルールに基づき整備していくことが望ましいと考えます。このため、関係事業者の調整を図り、共通の総合サイン整備計画を策定します。



策定にあたっては、高齢者や障がいのある人、子育て世代の方など利用者の視点で検討できるように住民参加型で検討を行います。

| 事業名 | 事業内容 | 主事業者 | 実施時期 | |
|------------------------------|-------------------------|------|------|-----|
| | | | 短期 | 中長期 |
| 関係事業者共通の 総合サイン整備計 画の策定 | ・ 住民参加によるサイン整備指 針の策定 | 宇治市 | | |

(2) すべての人が使いやすいトイレ整備ガイドライン の策定

宇治駅周辺地区には、駅前広場、公園、観光地など各地にトイレが整備されています。しかし、整備時期、管理担当課が異なるため、整備水準が統一されていません。すべての人が使いやすいトイレへと改善するにあたっては、車いす対応をはじめオストメイト対応、おむつ交換台、ベビーキープ、小児用トイレなど多様なニーズに対応していく必要があります。

このため、すべての人が無理なく利用できるような宇治市のトイレ整備のガイドラインを策定し、整備を進めていきたいと考えます。

策定にあたっては、高齢者や障がいのある人、子育て世代の方など利用者の視点で検討できるように住民参加で検討を行います。

| 事業名 | 事業内容 | 主事業者 | 実施時期 | |
|---------------------------|-------------------------|------|------|-----|
| | | | 短期 | 中長期 |
| すべての人が使いやすいトイレ整備ガイドラインの策定 | ・ 住民参加によるトイレ整備ガイドラインの策定 | 宇治市 | | |

8 - 6 . ソフト施策(みんなでバリアフリー)

基本構想に基づき、公共交通機関、道路関係、交通安全施設、公園などのバリアフリー整備が推進されます。しかし、物的な整備だけでは、すべての人が安全、安心、快適に活動できる“キラッと光る宇治のまち”は実現しません。

歩道上の違法駐車や危ない自転車の運転、障がい者用駐車場に一般車が駐車するといった、物的な整備によりバリアフリー化された施設でも、利用の仕方によっては新たなバリアが生じます。また、駅のホームでの段差、隙間など物的な整備では早急にバリアフリー化が難しい場合は、人による介助や声かけによりバリアフリーが実現する場合があります。

このため、市民一人ひとり、関係事業者、行政が連携、協働し、それぞれが出来ることを実行し、役割を果たすことが大切です。基本構想では次の施策を中心に、一人ひとりが協力する“みんなでバリアフリー”を推進していきます。

このようなソフト施策については、宇治駅周辺地区だけでなく、全市的かつ継続的に展開するものとします。

(1) 人的介助支援

| 事業内容 | 主事業者 | 実施時期 | |
|---------------------|---------|------|-----|
| | | 短期 | 中長期 |
| ・ 高齢者や障がいのある人への介助研修 | 公共交通事業者 | 継続実施 | |

(2) バリアフリーに関する意識啓発

| 事業内容 | 主事業者 | 実施時期 | |
|---|-----------------|------|-----|
| | | 短期 | 中長期 |
| ・ バリアフリー化事業の進捗状況やバリアフリーのまちづくりに関する情報を掲載したミニニュースの発行 | 宇治市バリアフリー推進連絡会 | 継続実施 | |
| ・ 自転車の使い方やごみの出し方のマナーアップへの啓発活動 | 宇治市 | | |
| ・ 障がい者用駐車場利用のマナーアップへの啓発活動 | 宇治市 | | |
| ・ 違法駐車を取り締まり及び広報、啓発活動 | 宇治市 京都府公安委員会 | | |

(3) 市民による歴史観光都市バリアフリーモデルの実現

| 事業内容 | 主事業者 | 実施時期 | |
|--------------------------------------|---------|------|-----|
| | | 短期 | 中長期 |
| ・ バリアフリー関連情報マップの作成など | 市民・宇治市 | 継続実施 | |
| ・ 点字メニューの作成、設置などの検討 | 市民・商店会 | | |
| ・ 観光サポートボランティアのしくみや、サポート技術講座の開催などの検討 | 市民・観光協会 | | |

9. 継続的な取り組みに向けて

今後は、すべての人が安全、安心、快適に活動できる“キラッと光る宇治のまち”の実現に向けて、市民一人ひとり、関係事業者、行政が連携、協働し、基本構想に基づいて、それぞれが出来ることを実行し、役割を果たしていくことになります。

公共交通事業者、道路管理者、交通安全施設管理者などは「8. バリアフリー化事業計画」に基づき平成22年を目標に事業を実施していきます。また、ソフト施策については、市民、商店会、観光協会、行政等が協働して取り組んでまいります。

基本構想に位置づけた様々な事業、取り組みを効果的に、また着実に実行していくためには、各事業間の調整をはじめ、高齢者や障がいのある人、子育て世代の方などの市民の多様な視点で計画、実施、検証していくことが必要です。

このため、基本構想策定後は、次のような取り組みを行い、継続的にバリアフリーに取り組むしくみを定着させていきます。

(1) (仮称)宇治市バリアフリー推進連絡会の設置

基本構想の実現に向けて、基本構想で位置づけたバリアフリー化事業、ソフト施策が効果的に実施されるよう、計画の公表、進捗や事業結果の報告を行う場として、「(仮称)宇治市バリアフリー推進連絡会」(以下、推進連絡会という)を設置します。

推進連絡会は、高齢者や障がいのある人、子育て世代の方などの市民の参画を図り、学識経験者や公共交通、道路、交通安全、その他施設の各事業者により構成する予定です。また、推進連絡会の実施内容をホームページ、ミニニュースの発行などを通じて広く市民に情報公開していきます。

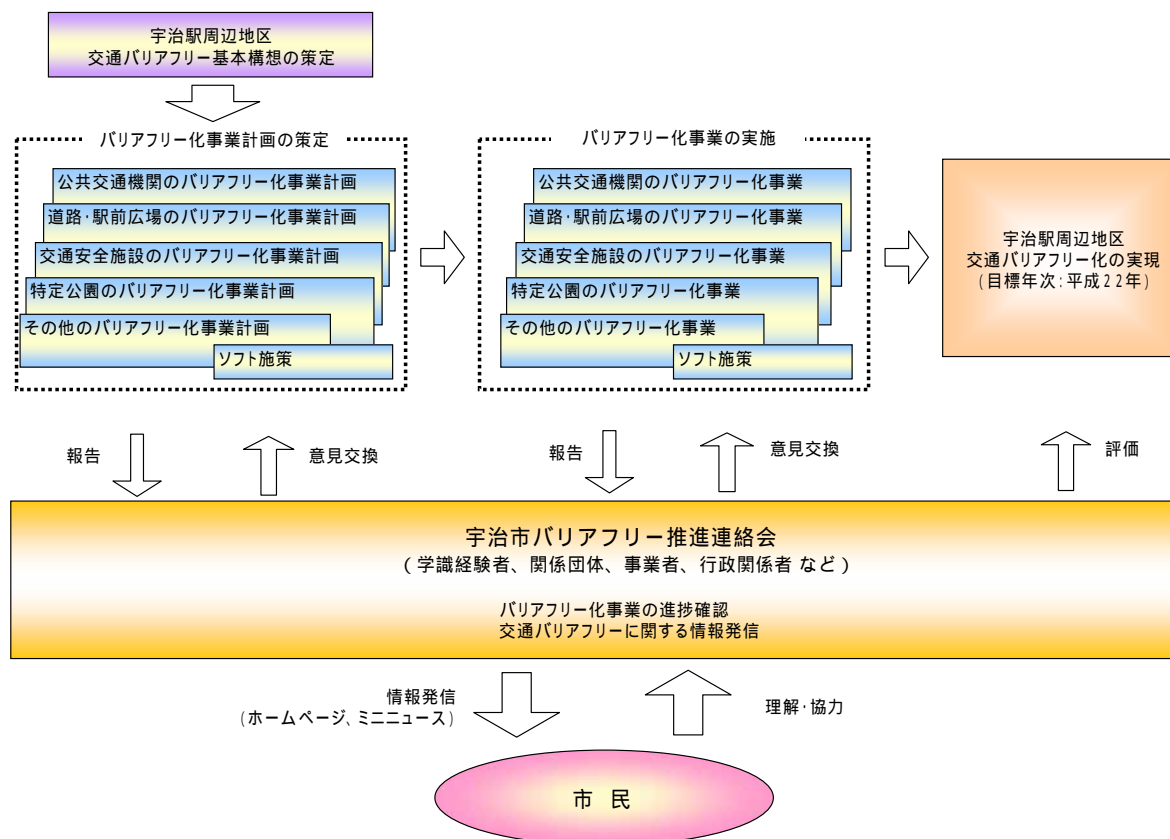


図 9-1 宇治市バリアフリー推進連絡会の概要

(2) 評価の実施

基本構想に位置づけた各事業の実施にあたっては、国の基準やガイドラインに基づき実施しますが、地域条件などにより個別の工夫や配慮が必要になります。このため、すべての人にとって安全、快適な整備がなされているか個別に検証することが必要です。

基本構想の実現にあたっては、PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)で、推進連絡会により「スパイラルアップ」を促進していきたいと考えています。

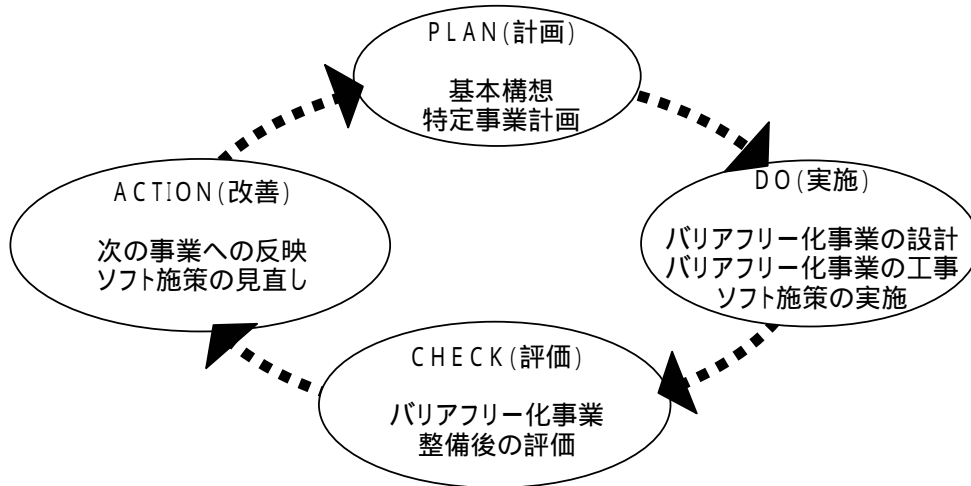


図 9-2 評価の実施のながれ

(3) 今後の取り組み

基本構想では、交通バリアフリー法に基づいて取り組みをはじめ、平成18年12月にバリアフリー新法が施行されたことを受け、バリアフリー新法の考え方を可能な範囲で反映しました。しかし、バリアフリー新法に基づき検討すべき以下の事項については、更なる調査や関係機関との協議等を行い、今後、基本構想の更新を図っていきます。

知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人の意見の反映

基本構想では、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人を含めて、「すべての人が安全、安心、快適に活動できる“キラッと光る宇治のまち”」を基本理念に掲げました。しかし、基本構想を策定する上で、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人や関係者が参画をしておらず、意見が十分に反映されているとは言えません。

このため、今後は、様々な障がいのある人と協働して、配慮事項などを整理するとともに、基本構想の更新を図っていきます。

生活関連経路の充実

基本構想では、生活関連施設間で連携が望まれる経路や散策や回遊性に配慮しネットワークが必要な経路を選定し、生活関連経路を設定しました。歩道の確保など現状の構造条件なども考慮し、1ルート以上の経路を確保するように設定しましたが、必ずしも利便性の高い経路や最短経路の設定にはいたらない経路もあります。

バリアフリー新法では、これまで以上に生活関連施設間の連携が重視されていることから、利便性等の視点も加えて生活関連経路の充実を図り、基本構想の更新を図っていきます。

特定公園施設のバリアフリー化事業計画の具体化

基本構想では、特定公園施設として京都府立宇治公園を位置づけ、特定公園施設のバリアフリー化事業計画を定めました。しかし、河川公園であるため、河川管理者の占用条件などにより整備の制約があることから、事業の具体化にあたっては技術的な検討や十分な協議等が必要のため、その事業内容については示すことができていません。

宇治駅周辺地区のバリアフリー化を実現する上で、重要な施設、経路であることから、今後は技術的な検討を進めるとともに、関係機関との協議等を行っていきます。

特別特定建築物のバリアフリー化事業計画の策定

基本構想では、ワークショップなどで検討された市民意見を反映して生活関連施設の設定を行いました。生活関連施設には特定旅客施設をはじめ、特別特定建築物を含んでいます。基本構想では、特定旅客施設のバリアフリー化事業計画は位置づけましたが、特定建築物の調査を行っておらず、バリアフリー化事業計画の策定にいたっていません。

今後は特別特定建築物の出入口、廊下、階段、エレベーターなどのバリアフリー化状況を調査し、施設管理者と協議等を行い、バリアフリー化事業計画の検討を行います。

特定路外駐車場の設定及びバリアフリー化事業計画の策定

バリアフリー新法では、500㎡以上の路外駐車場は特定路外駐車場としてバリアフリー化の対象施設に位置づけられました。

今後は、国から示されるガイドラインの内容を踏まえて施設管理者と協議調整を行い、バリアフリー化事業計画の検討を進めていきます。

鉄道旅客施設のバリアフリー化事業の充実

基本構想で特定旅客施設に位置づけられたJR宇治駅、京阪宇治駅は、近年改築された駅であるため、京都府福祉のまちづくり条例に基づきエレベーターや多機能トイレが整備され、交通バリアフリー法で定められた移動円滑化基準が概ね満たされています。

しかし、バリアフリー新法では、対象者を身体に障がいのある人から知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人も含め、様々な障がいのある人に拡大されたことや、ホームからの転落事故が絶えない視覚に障がいのある人のニーズに対応して、移動円滑化基準の追加が行われました。

このため、当該旅客施設においてもプラットホームにおける視覚に障がいのある人の転落を防止するための設備の充実など、すべての人が安全、快適に利用できるようバリアフリー化事業の充実を検討していく必要があります。